

# 2014 年度事業計画

## はじめに

法人設立(2010年3月1日)から4年が経過しましたが、1953年創立の豊中市同和事業促進協議会から数えると61年になります。この間、さまざまな節目をくぐり、その活動を持続させてきたわけで、その意味ではそれ自体が一つの価値であるということができます。

かの戦争を教訓として構築されてきたいわゆる戦後体制や価値観について、これを根底から覆すかのような動きが強まるなか、ヘイト・スピーチと言われるあからさまな差別扇動も起こるなど、人権をめぐる状況は厳しさを増してきています。

歴史の愚を繰り返すような事態を避けるには、今を生きる私たちが物事の本質を見極める力を養い、まっとうな歴史観を持つことが必要です。そのためには、差別と抑圧など不条理と不合理が渦巻く社会の実相を見つめ、人権と自由を希求する人たちと深く、広く、堅くつながることが大事です。

歴史は、直線的に進むのではなく、時に蛇行し、時に後戻りしたりしますが、人権と自由と民主主義の確立に向かっていることは間違いありません。その線上にある私たちの取り組みは、そうした歴史的使命の一端を担うものであり、世界中の人々とつながっているといえます。ここにこそ、揺らぐことのない確信と自信と誇りの根拠があります。

おりしも今年は、第1次世界大戦から100年ですが、その軌跡と意味を問い返す作業を通じて、これらのことを確認する機会にしたいと思います。また、豊中市が「人権擁護都市宣言」を行って30年でもあり、豊中における人権問題の現状と課題を改めて明らかにし、人権諸団体との連携と協働を強める中で、解決に向けたとりくみを進めねばなりません。

未曾有と言われた東日本大震災と原発事故による惨禍から3年が経過しました。人の心は移ろいやすいものと言いますが、風化と忘却が急速に進んでいます。しかし、復旧や復興、原発事故の収束は、いまだに多くの課題と困難を抱えたままその途上にあり、1月16日時点で27万306人もの人たちが、全国47都道府県の1177市区町村に避難を余儀なくされたままです。「3.11」が突きつけたものと向き合い、「3.11」からの学びを活かすこと、これを忘れてはならないと思います。

足元に視線を転じると、いくつもの課題や問題が見え、その一つひとつが待ったなしの出口を求めています。私たちの日常はそうした営みの繰り返しとしてありますが、そこに埋没したり、囚われることに終始するのではなく、そこにある普遍的なものを引き出すことを目的

意識的に追及しなければなりません。真理は常に具体的であり、細部にこそあるということを忘れてはならないと思います。目の前の事象・事件が教えているものが必ずあるはずで

映画「ハンナ・アーレント」は、ナチス政権による「ユダヤ人問題の最終的解決」(ホロコースト)に関与し、数百万の人々を強制収容所へ移送するにあたって指揮的役割を担ったアイヒマンの裁判を傍聴した哲学者のハンナ・アーレントを描いています。アーレントは、彼を目の前にし、その声を聴き、その言葉の意味を問い、アイヒマンを思考することを放棄して命令に従っただけの凡庸な小役人と評し、さらにユダヤ人自治組織の指導者が彼に協力していたことにも言及したレポートを書きます。その結果、ユダヤ人社会からのバッシングに晒され、多くの友人が去っていきます。それでも自らの思考が極め、たどり着いた場所をおりることなく、ぶれることなく信念を貫きます。本物の思考する人間だと思ひます。

アーレントの「誰もがアイヒマンになる可能性がある」との指摘には深いものがあります。差別問題で言えば、差別する人は特別な人ではなくどこにでもいるいい人で、私の身近にいる人でもあるということになります。これは私たちが事件の都度、出会う光景でもあります。思考をめぐらせ、事実から真理を導き出すというのは、こういうことなのだと思います。

昨年 12 月になくなったネルソン・マンデラは、「私は白人の独占支配とも、黒人の独占支配とも闘ってきた。全ての人々が、調和と平等な機会の下に暮らすことが私の理念だ。必要ならこの理念の実現のために死ぬ覚悟がある」「黒人や白人ら全ての南ア人が、いかなる恐怖心も抱かずに胸を張って歩いて、人間の尊厳が保障された社会を建設することを約束する。これは多人種で構成されたレインボー・ネーションだ」「私は自由への長い道歩んできた。途中、過ちもあった。そして高い山を越えた後、人はまだ登らなければいけない山があることに気付くだけだと悟った。私の長い歩みはまだ終わっていない」との言葉を残しました。

問題を差別する側とされる側とに引き裂く二項対立の思考方法が、部落問題においても長年支配し、いまだに影響力を持っていますが、マンデラ語録に引き比べるとその陳腐さが浮かび上がってきます。自らを顧みることが易しいことではありませんが、それをやらずして新しい世界は拓けないと思ひます。

「事業は人なり」と言うように、人こそが事業のありようを決定づけます。その意味では、私たちは常日頃から自身の感覚や感度を鍛えねばなりません。知ること、見ること、聞くことを惜しんではなりません。現場を重視し、そこから貪欲に学ばねばなりません。

さて、2012 年度に課題として以下の 5 点を提起しました。

- ①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化をはかる。

- ②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。
- ③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。
- ④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。
- ⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養う。

そして、これらを遂行するために、2013年度に事業の再編と事務局体制の改変を以下のとおり行いました。

#### 事業の再編

- ・人権啓発情報事業
- ・人権支援相談事業
- ・人権文化協働事業

#### 事務局体制の改変

- ・総務局
- ・事業局
  - 人権啓発情報部
  - 人権相談支援部
  - 人権協働推進部

本年は、こうした改革の成否が問われる年であり、役員・事務局一体となり、名実ともに法人として揺るぎない存在となるよう奮闘します。私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかげがえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていかねばなりません。

最後に、「5つの誓い」を刻み直し、この1年も微力を尽くします。

- (1)「法人」は、広範な人々とのつながり、その知恵とエネルギーを集める仕組みを作らねばなりません。
- (2)「法人」は、持てるノウハウ(技術)やスキル(手腕)を磨き、新しい地歩を切り拓かねばなりません。
- (3)「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献しなければなりません。
- (4)「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めなければなりません。
- (5)「法人」は、21世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘しなければなりません。

## 1. 総務局

人と物と財の三者がその持てる力を発揮するためには、これらを有機的に噛み合わせる必要があります。総務局は人的管理、事務管理、会計管理を主たる業務としますが、コントロールタワー(司令塔)としての機能の強化をはかります。

- ア. 事務局職員のスキルアップをはかります。
- イ. 賛助会員の拡大をはかります。
- ウ. 人権政策室、人権教育室、両センターとの交流をはかります。

## 2. 事業局

### (1) 人権啓発情報事業

「協会」が掲げる目的を達成するために有するノウハウやスキルを発揮し、広く市民に啓発・情報発信するとともに、実態把握や調査を通じて課題を明らかにするための事業を行います。

#### ① 公開講座の企画運営

さまざまな人権課題をとりあげ、啓発・学習機会を提供し、人権意識の高揚を図ることを目的に公開講座を開催します。また、人権文化のまちづくり講座(受託事業)については、多様な課題を多彩な講師で！斬新さと独特の切り口で！をモットーに実施するとともに、関係機関との連携・協働を強化します。

- ア. 「2014 連続講座」を開催します。
- イ. 「人権文化のまちづくり講座」を計画的に開催するとともに、他機関との協働を追求します。
- ウ. 100年シリーズ「第1次世界大戦100年」を取り組みます。
- エ. 「3.11を考え続けるシリーズ」を取り組みます。
- オ. 「現代的課題講演会」を地域教育振興室、蛭池人権まちづくりセンターと協働して取り組みます。

#### ② パネル展

啓発媒体の多様化は不可欠であり、視覚に訴えるパネル展も大切なツールです。ノウハウ・スキルを発揮して、年6回(5月、8月、9月、11月、1月 3月)実施します。

- ア. 人権まちづくりセンターにて部落問題をテーマにした「常設展」を行います。
- イ. 既存の「部落問題と人権」パネルを加筆し、まちづくり講座・ひゅうまんプラザ等の開催会場及び他の施設にて行います。
- ウ. 「人権に関する市民意識調査」のデータを活用したパネルを作成します。
- エ. 子ども向けの人権啓発パネルを作成します。

### ③情報受発信

機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」協会の顔として定着し、送付リストは 617 を数えています。今年度も年 4 回発行しますが、発行月を 4 月・7 月・10 月・1 月とします。また、豊中人権まちづくりセンター情報紙「ひと まち であい」(受託事業)を、「協会」ならではのオリジナリティ(独創性)を発揮し、年 6 回の定期発行をします。その他、ホームページ等によるデジタル情報発信、新聞切り抜きの掲示・保存などを実施します。

- ア. 機関誌の一層の充実を図ります。
- イ. 情報紙の啓発力を高めます。
- ウ. デジタル情報発信を強化します。

### ④調査研究

今日の部落問題をどうとらえ、読み解き、問題の根っこに迫るのかは、不変の課題としてありますが、その時代の状況や変容しつつある差別の実相を内包する差別事象分析を通じての知見の獲得、その防止・緩和のための方策の確立のための事例研究を重ねるとともに、共通認識・理解のための議論の場を持ちます。

- ア. 「豊中の差別事象・V (2004～2013)」(デジタル版)を編集、発行します。
- イ. 「地区間い合わせ事件」に対する取り組みを強化します。

### ⑤資料室運営・管理、学習支援

所蔵図書・資料の活用のために、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者呼び込むための方策を検討します。また、資料室ニュースの発行、ホームページでの発信を充実・強化するとともに、講師派遣やフィールドワーク受け入れなど学習支援を積極的に行います。

- ア. 講座等と連動した「ブックフェア」を開催します。
- イ. 学習支援のメニューを作成します。
- ウ. FW用の資料を改訂します。

### ⑥寺本知の世界

寺本知資料の整理を継続し、その世界を広く紹介します。

- ア. 生誕 100 年記念事業記録誌を編集します。
- イ. パネル展、資料展による「見える化」を行います。
- ウ. 公開講座を企画します。

## (2)人権支援相談事業

聴いてもらい、共感してもらえるだけで、相談事は半分は解決したと言われますが、事例の多くは「継続」で、「解決」に至るのはごくまれであり、その意味では、あとの半分がどうなるかにあります。相談者ととともにこの隘路を切り開いていきます。

### ①人権ケースワーク事業(受託事業)

定例相談として、蛭池事務所にて週3日(月・水・金曜日、9時～17時)、出張相談を豊中市役所(第2庁舎)にて月2回(第2・第4木曜日、13時～15時)、特設相談を人権週間の期間に毎日実施します。

ア. 特設相談の新たな場所を開拓します。

## ②人権相談

豊中事務所開設時間(原則として月～土曜日、9時～17時)に実施します。

## ③精神障害者地域サロン(トークマインド)

地域における精神障害者の自立と社会参加、社会復帰を支援します。また、地域住民と当事者の交流を図るため、レクリエーション・スポーツ・外出支援などをすすめます。また、「復帰協」の活動への参加も追求します。

## ④自主活動支援事業

地域において活動する住民組織の自主活動を支援するとともに、管理業務のサポートを行います。

## ⑤地域交流推進事業

人権文化のまちづくりのベースは、地域(校区)にあり、豊中および蛭池両地域における取り組みはそのモデルともいふべきものです。それぞれの地域の特性を活かした実践・発信を支援します。

## ⑥豊中人権まちづくりセンター老人憩の家の管理運営(受託事業)

豊中人権まちづくりセンター老人憩の家の管理運営を行います。

## (3)人権文化協働事業

さまざまな団体との連携・交流・協働にかかる事業の大切さは改めて言うまでもありませんが、これらの事業において中核的な役割を担い、成果を生み出すことが法人としての基盤の強化につながるとの問題意識のもと、より積極的な参画をはかります。

## ①世界人権宣言豊中連絡会議の運営および大阪連絡会議への参加

活動の活性化を引き続き行うとともに、加盟団体の拡大にもとりくみ、一層の事業充実をはかります。

ア. 運営のあり方を見直します。

イ. 2014年度総会および記念講演を取り組みます。

6月12日(木) 金相文さん(国際交流協会事務局長)

ウ. 66周年記念豊中集会を開催します。

## ②ESDとよなかへの参画

より組織的な参画ができるよう、体制の強化をはかります。

## ③人権啓発市民ネットワーク会議への参画

「知り合い・学び合う」場から、「創り合う」場へと進化できるよう、積極的な役割を果たします。

## ④ひゅうまんプラザへの参画

部落問題をテーマとする官民協働のとりくみとしての意義は小さくはなく、継続発展をはかるとともに、さまざまなバリエーションでの実施をはかります。

## ⑤企業人権協との交流会

人権問題の解決を社会的責任として引き受け、果敢にチャレンジする企業の取り組みは、タテマエとホンネとが乖離しがちな人権啓発の限界を超える可能性を秘めたものでもあり、「人権」を共通項とした異業種間交流の場として継続していきます。